

# 遊佐町橋梁個別施設計画

平成29年3月

遊佐町地域生活課

## 1. 対象施設

遊佐町が管理する橋梁は平成29年3月1日時点で121橋（橋長2m以上15m未満は86橋、橋長15m以上は35橋）あり、建設後50年を経過する橋梁は35橋で全体の30%を占める。このまま架替を行わなければ、この割合が10年後には66橋・55%、20年後には77橋・64%まで増加し、老朽化が急速に進んでいく状況である。

## 2. 橋梁の維持管理に関する基本的な方針

このような背景を踏まえ、「山形県橋梁点検要領（平成26年7月改訂）」に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性を4段階で判定して橋梁ごとに対策の必要性を把握することで、点検・診断・補修・記録のメンテナンスサイクルを確立し、効率的かつ効果的な維持管理を継続していく。

区分		状態	措置
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	監視や対策を行う必要のない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	早期に監視や対策を行う必要がある状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態	緊急に対策を行う必要がある状態

## 3. 計画期間

5年に1回の定期点検サイクルを踏まえ、予防保全型、対処療法型の修繕等を考慮し、計画期間は平成28年度～平成37年度までの10年とする。

## 4. 対策の優先順位の考え方

点検結果に基づく橋梁の健全性のほか、各部材の重要度及び損傷度、緊急輸送道路を跨ぐ等路線の重要度などを総合的に勘案して判断する。

## 5. 対策内容・実施時期・対策費用

各橋梁の対策内容等は別添の点検計画・修繕計画のとおり。





